

食安輸発1212第1号
平成24年12月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産鰻のフラゾリドン)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正：平成24年12月10日付け食安輸発1210第3号)により通知したところです。

今般、輸入時検査実績を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
鰻及びその加工品		マラカイトグリーン フラゾリドン	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーン及びフラゾリドンが残留しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
鰻及びその加工品		マラカイトグリーン	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーンが残留しているおそれがあるため。

に改めるので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。